

あきた美彩館 利用規程

1 目的

「秋田県」と「首都圏の方々」とのコミュニケーションの場として設置したあきた美彩館において、県内市町村、農林商工団体、事業者等に店舗前広場及び店舗内スペースを広く開放し、地域や県産品等に関する情報を受発信するための機会を提供します。

2 利用可能場所（面積等）、貸出可能備品

（１）利用可能場所（面積等）

① 店舗前広場（ウイング高輪WESTコート）

- 1) 物販・観光PRスペース【約18㎡（約9㎡（3m×3m）のスペースが2箇所）】

※ 火気及び電気製品等の使用は不可。

- 2) イベントスペース【約50㎡（約10m×5m）】

※ 伝統芸能披露などの観光誘客イベントの実施が可能。

※ 通行者及び非常時の誘導線を十分に確保して配置すること。

② 店舗内スペース

- 1) 物販スペース（店舗内）【約2坪程度】

※ 電気コンセントを使用した試食・試飲販売が可能。

- 2) 多目的スペース（店舗内）【約5坪程度】

※ 電気コンセントを使用した試食・試飲販売やイベントの実施が可能。

※ その場で調理した商品を販売する場合には、別途港区みなと保健所の臨時営業許可が必要。

- 3) 飲食スペース（店舗内）【応相談】

※ 電気コンセントを使用した試食・試飲イベントの実施が可能。

※ その場で調理した商品を販売する場合には、別途みなと保健所の臨時営業許可が必要。

（２）貸出可能備品

① 店舗前広場（ウイング高輪WESTコート）

- 1) ワンタッチテント（3m×3m）2基

- 2) テーブル4台（450mm×1800mm、600mm×1800mm、各2台）

- 3) 音響設備（マイク4（タイピン型1、ワイヤレス1、有線2）、マイクスタンド2、スピーカー2、スピーカースタンド2、ミキサー、ケーブル）

② 店舗内スペース

- 1) テーブル1台

- 2) プロジェクタ1台、書画カメラ1台

- 3) スクリーン（60型）1台

- 4) PC1台

- 5) 音響設備（マイク4（タイピン型1、ワイヤレス1、有線2）、マイクスタンド2、スピーカー2、スピーカースタンド2、ミキサー、ケーブル）

3 利用可能者

- （１） 利用可能者は、県、市町村、農林商工等の各種団体及び秋田県内の事業者など（以下、「利用者」という。）とします。

- （２） 利用場所及び時間帯が重複しない場合を除き、同日に同じ場所を利用できる者は、原則として

1 利用者に限ります。ただし、連携して利用しようとする場合にはこの限りではありません。

4 利用料金等

原則 0 円。

ただし、2（1）②③の飲食スペースの利用により、あきた美彩館（店舗運営業者）の売上に影響を及ぼす可能性がある場合には、あきた美彩館（店舗運営業者）と協議して相当の補填額を支払う必要があります。

※ 利用者からのあきた美彩館（店舗運営業者）への入金方法については、利用者ごとに別途協議すること。

5 利用要件

利用の目的・内容として、次に掲げる全ての要件を満たしていなければなりません。

- （1） 秋田県の観光・物産に関するPRを目的としたイベントであること。
- （2） 特定の政治的又は宗教的目的を持ったイベントでないこと。
- （3） イベント開催者が、過去に実施したイベントにおいて、使用条件の違反をしていないこと。
- （4） あきた美彩館の売上方針や県の施策に反しないこと。

6 利用日

休館日（元日）以外は、年中利用できるものとします。

7 利用時間

原則としてあきた美彩館の営業時間中（午前 11 時から午後 11 時まで）とします。

8 利用期間

連続して利用できる期間は 1 利用者あたり原則として 7 日間までとします。

9 利用手続

利用を希望する者は、別添利用申請書（様式 1）及び実演催事等承諾書（様式 2）を秋田県東京事務所に提出してください。

利用申請の受付は、原則として使用日の 2 ヶ月前の月の初日から使用日の 14 日前までとし、先着順に利用内容等を審査して承認します。

10 利用の承認

利用申請があったときは、その内容について、秋田県とあきた美彩館（店舗運営業者）

との間で検討し、施設の管理者である株式会社京急ショッピングセンターウィング高輪SC事務所との協議を踏まえて、承認の可否を決定します。

なお、申請を承認した後であっても、次のいずれかに該当することが認められた場合には、承認を取り消す場合があります。

- （1） 臭気・騒音等管理上支障があると認められるとき。
- （2） 施設及び設備を破損するおそれがあると認められるとき。
- （3） 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその構成員若しくは関係者の利益になると認められるとき。
- （4） 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

11 遵守事項及び指示

利用する際、次の各号に定める事項を遵守してください。

また、あきた美彩館（店舗運営業者）が管理上必要と認めるときは、利用者に対し、その都度必要な指示をすることができるものとします。

- (1) 騒音を発生させたり、悪臭等を発散するおそれのあるものを持ち込まないこと。
- (2) 参加者の整理及び安全確保は使用者の責任で行い、歩行者の通行を妨げないよう配慮すること。
- (3) 第3者とのトラブルや事故は、イベント開催者が責任をもって解決すること。
- (4) 施設や器具を損傷し、または破損した場合は直ちにあきた美彩館の責任者に報告するとともに、イベント開催者の負担で現状に復旧すること。
- (5) 使用後は周辺の清掃を行い、回収したごみ等についてはあきた美彩館の責任者の指示に従うこと。
- (6) 食品を取り扱う場合は、衛生管理に十分配慮すること。
- (7) クレーム等があった場合、直ちに連絡を取れる体制を整備すること。

12 利用申請先

秋田県総務部東京事務所 企画政策課 あきた売込み班

住所：〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6-3 都道府県会館7階

電話：03-5212-9115 FAX：03-5212-9116

【担当：主査 山崎 忍 / 副主幹（兼）班長 塚本 敦】

mail：tokyo@pref.akita.lg.jp

13 店舗詳細

あきた美彩館【店舗運営業者：株式会社秋田ニューバイオフィーム】

住所：〒108-0074 東京都港区高輪4丁目10-8 ウィング高輪WEST-Ⅲ1階

電話：03-5447-1010 FAX：03-5447-5676

mail：info@akita-bisaikan.jp http://www.akita-bisaikan.jp

営業時間：11:00 ～ 23:00 休館日：年中無休（元日のみ休み）

様式 1

あきた美彩館利用申請書

利 用 者 名			
	所 属		
	担 当 者 名		
	連 絡 先	電 話	
		F A X	
E-mail			

○ 利用内容申請欄

イベント名			
利用日時	期 間	平成 年 月 日 () ~ 日 ()	
	時 間	時 から 時まで	
利用場所 ※ 該当に○	①店舗前広場（ウイング高輪WESTコート） 1) 物販・観光PRスペース ・ 2) イベントスペース ②店舗内スペース 1) 物販スペース ・ 2) 多目的スペース ・ 3) 飲食スペース		
内 容			
利用の有無 ※ 該当に○	①店舗前広場（ウイング高輪WESTコート） ワンタッチテント ・ テーブル ・ 音響設備 ②店舗内スペース テーブル ・ プロジェクタ ・ 書画カメラ ・ スクリーン ・ PC ・ 音響設備 ③その他 電気 ・ 水道 ・ その他		
参加人員	名		
○物販希望の方のみ記入してください			
商 品 名			
数 量			
売上予算等	経費	円 、 売上目標額	円
緊急連絡先	※クレーム等があった場合、直ちに連絡を取れる電話番号を記載ください。		
生産物賠償責任保険への加入の有無 ※ 該当に○	有 ・ 無		

様式 2

実 演 催 事 等 承 諾 書

平成 年 月 日

株式会社京急ショッピングセンター
ウィング高輪SC事務所 御中

店 舗 番 号 7102
店 舗 名 あきた美彩館
店 舗 責 任 者 兼子 友美 印

個店販促を実施するにあたり、下記のとおり申請いたします。

日 時	期 間	平成 年 月 日 () から 平成 年 月 日 () まで
	時 間	時 から 時まで
場 所	店舗前広場（ウィング高輪WESTコート） ・ 店舗内スペース	
実 施 内 容		
対 象	あきた美彩館利用者及び近隣住民	
告 知 方 法 お よ び 数 量	店舗内POP及びホームページによる	
売 上 予 算	目標額 円 (日間)	
プ レ ミ ア ム 等		
使 用 の 有 無	電 気 ・ 水 ・ その他 ()	

上記の申請について下記のとおり回答いたします。

- ・ 承諾いたします
- ・ 次の指示事項を付し承諾いたします。
- ・ 次の理由により承諾いたしかねます。

扱 者	
--------	--

承 諾 印

会 社 指示事項 (理 由)	
----------------------	--